

尾上学術振興助成事業における 産学協同研究助成金に係る申請要件及び採択基準の設定について

1 改正の内容

産学協同研究助成金の選考において、申請要件及び採択基準を次のように設け、基準を明確化するもの。

現 行	改 正 案
（基準に関する規定なし）	（産学協同研究助成金の申請要件） 第 4 条の 2 規則別表に規定する産学協同研究助成金について、同一代表者の同一研究に関する申請回数は 3 回を限度とする。ただし、3 回目については、2 回目までの研究成果を踏まえ、研究の進展が見込めることを明確に示すことができるものであることとする。 （産学協同研究助成金の採択基準） 第 4 条の 3 規則別表に規定する産学協同研究助成金について、姫路市産学協同研究助成選考委員会での選考の際に出席した委員の人数に、委員 1 名あたりの持ち点 25 点を乗じた数の 5 割以上の得点を獲得した研究の中から、予算の範囲内で支給対象を決定する。

2 改正の理由

産学協同研究助成金は、同一代表者の同一研究に関する複数回申請の採択の可否についての明確な要件がないため、一人の研究者が同一研究テーマについて何度も助成を受けることがあった。また、予算の範囲内で評価得点の高い研究から順に採択することを基本とする一方で、評価得点が著しく低い研究については不採択としていたが、採択されるために最低限必要とされる評価得点の基準が設定されていなかった。

そこで、できる限り多くの人に申請していただけるよう同一代表者の同一研究に関する申請については3回を限度とし、3回目については2回目までの研究成果を踏まえて研究の進展が明確に見込めるもののみ対象とするよう申請要件を定める。また、審査においては、現行の通り評価得点の高い研究から順に採択するが、研究の質を担保するため採択されるために最低限必要とされる評価得点の基準を設定するもの。